

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月20日農林水産省告示第286号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
塩下みな子	浜松市天竜区水窪町奥領家23	浜松市役所
塩下みなよ	浜松市天竜区水窪町奥領家39の2 浜松市天竜区水窪町奥領家39の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
鈴木幸作	浜松市天竜区水窪町地頭方862の1、862の4	浜松市役所
中小路義正	浜松市天竜区春野町花島字天神ノモリ202の1、202の2、202の10、202の12	浜松市役所
山本 隆	浜松市天竜区水窪町奥領家4336	浜松市役所